

# **放送停止事故の発生状況（令和5年度）**

**令和6年12月  
情報流通行政局  
放送技術課  
衛星・地域放送課地域放送推進室**

# 地上系・衛星系の放送※1での停止事故の発生状況①

- 令和5年度における放送停止事故の発生件数※2は255件であり、平成23年度から集計を始めて以来過去最少である。
- 令和5年度における重大事故の発生件数は24件であり、放送停止事故全体の約9%を占める。
- 例年、台風・落雷等の自然災害が多く発生する7月～10月に放送停止事故が増加する傾向がある。

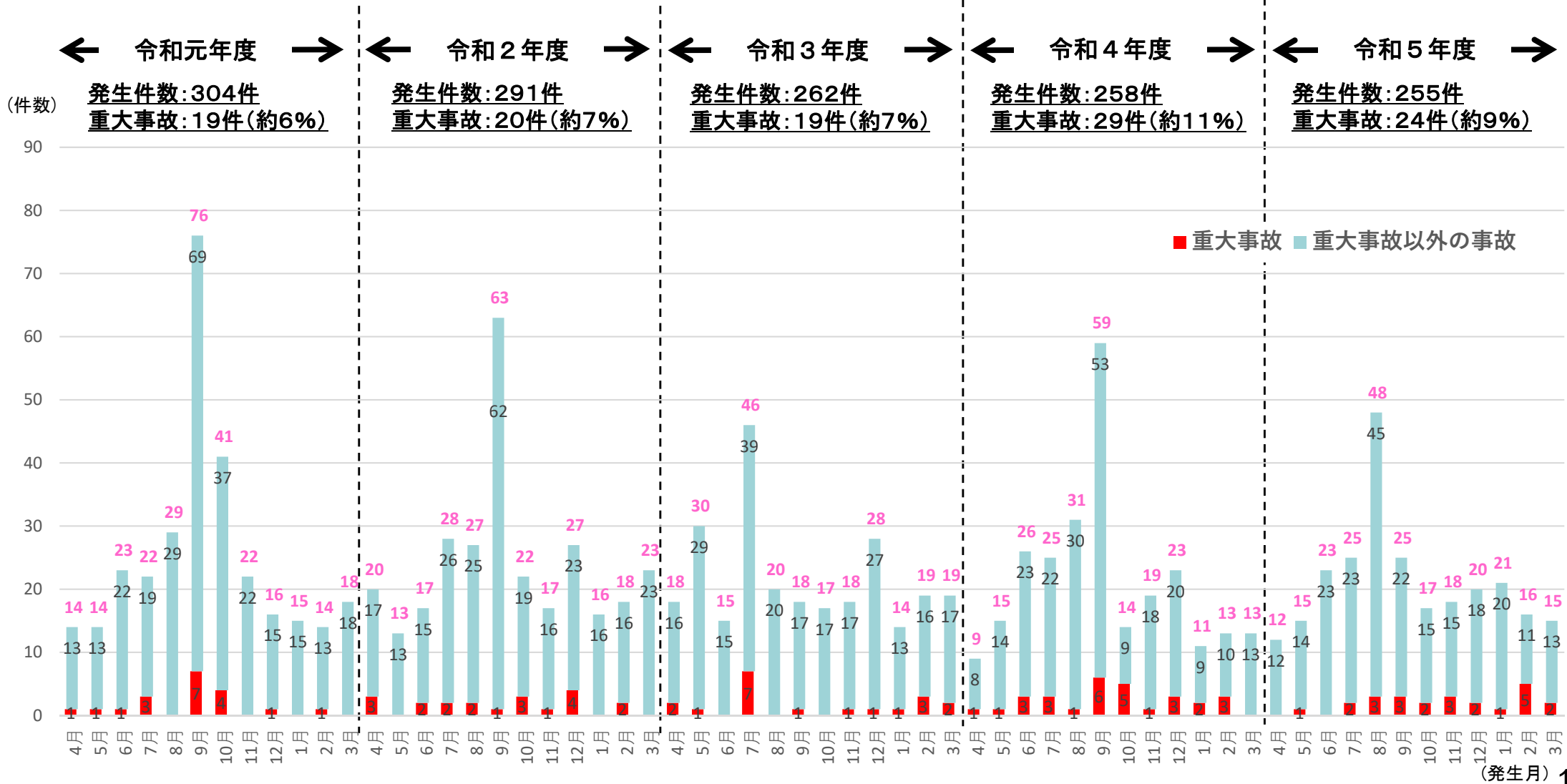
## 放送停止事故の発生状況

※1 基幹放送、衛星一般放送

※2 同一地域で同一時間帯に発生した降雨減衰等に起因した障害は、1件として計上。

・同一局所で同一原因により断続的に発生した障害は、復旧までの累積時間を障害の時間とし、1件として計上。

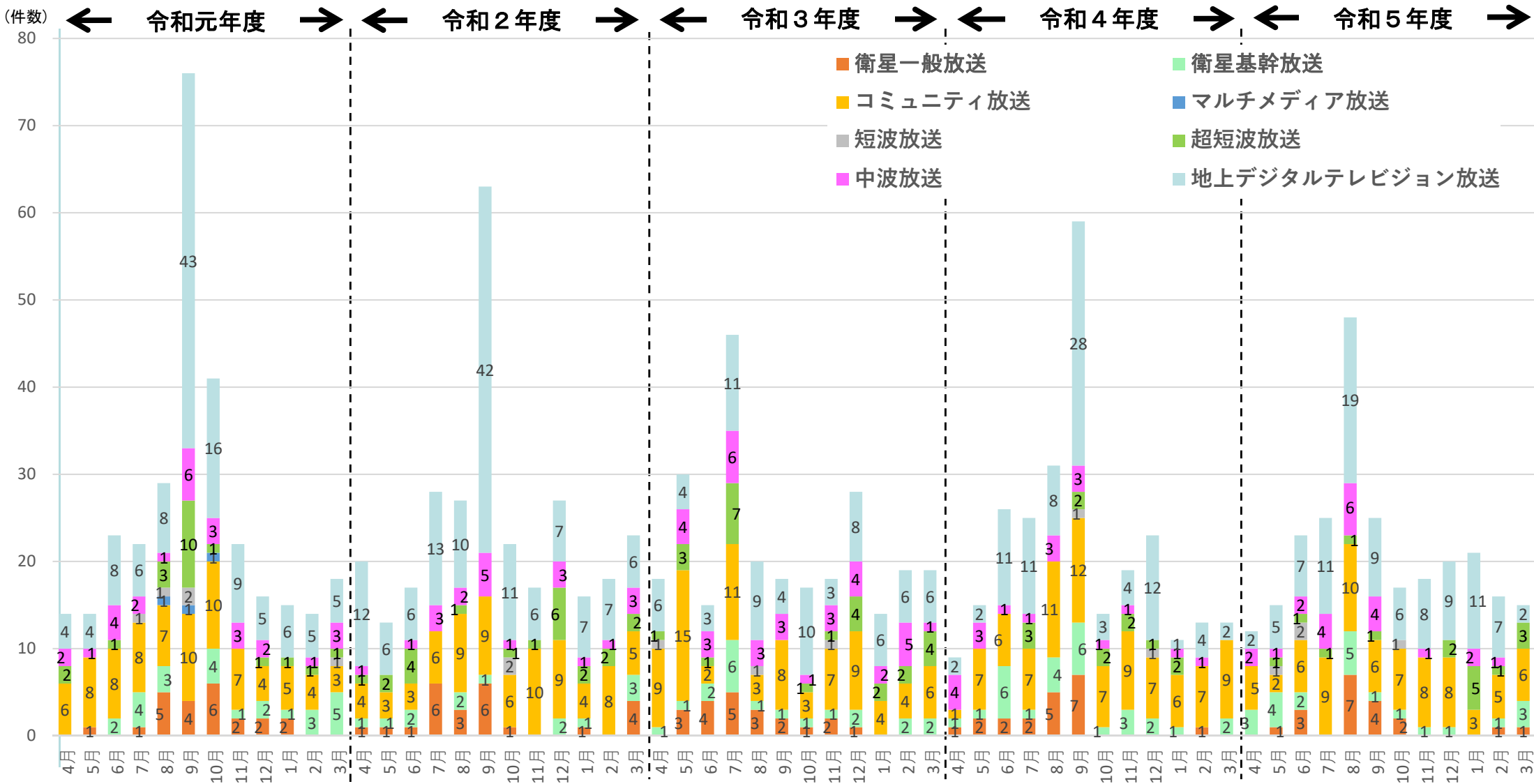
・複数事業者の設備が同一箇所に設置されている場合、当該箇所が発生した障害は、1件として計上。



# 地上系・衛星系の放送での停止事故の発生状況②

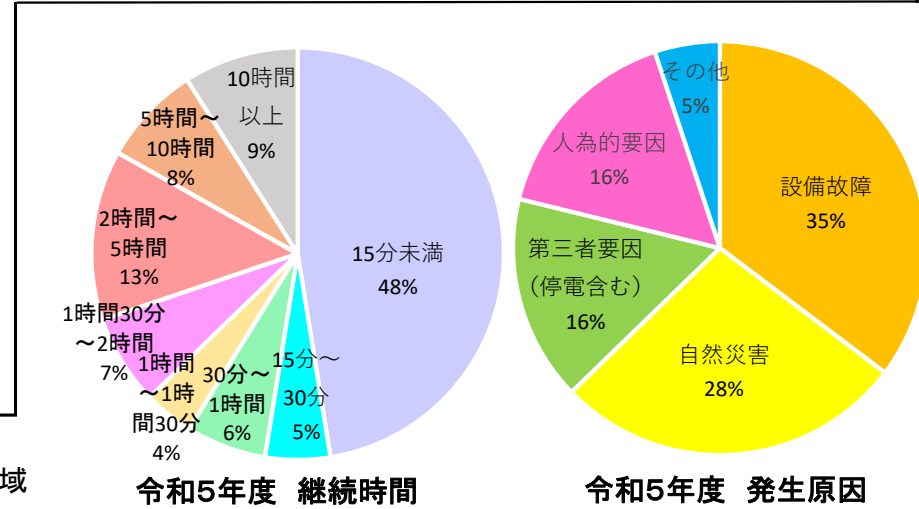
- 令和5年度における放送種別毎の発生状況では、コミュニティ放送及び地上デジタルテレビジョン放送の件数が多い。
- 地上デジタルテレビジョン放送については、令和5年9月に放送停止事故が19件発生しているが、主に台風に伴う停電や落雷に起因するものである。

## 放送種別毎の発生状況



# 地上系・衛星系の放送での停止事故に係る継続時間と放送種別の関係

- 放送停止事故 全255件のうち、121件(全体の約48%)が「15分未満」で復旧している。
- 放送停止の継続時間が10時間以上の事故は計23件(全体の約9%)発生し、前年度の28件(全体の約11%)と比べて減少している。令和5年度の10時間以上の事故は、台風に起因するものや令和6年能登半島地震に起因するものなど、大規模自然災害が主な要因である。
- 放送停止事故の発生原因としては、設備故障が90件(全体の約35%)と最も多く、次いで自然災害が70件(全体の約27%)となっている。
- 発生原因が人為的要因の場合は、放送停止の継続時間が「15分未満」の割合が多い(41件中31件が「15分未満」の放送停止事故)。



## 放送停止の継続時間と放送種別の関係

   : 重大事故が含まれる領域

放送種別	地上基幹放送																									衛星基幹放送					衛星一般放送									
	親局										コミュニティ放送										重要な中継局(プラン局※)					小規模な中継局					衛星基幹放送					衛星一般放送				
	地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、中波放送のFM補完中継局、超短波放送、短波放送、マルチメディア放送					コミュニティ放送					重要な中継局(プラン局※)					小規模な中継局					衛星基幹放送					衛星一般放送														
継続時間	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
15分未満	143	125	136	107	121	39	41	41	19	41	28	22	33	29	26	3	6	6	8	7	31	29	22	7	12	23	9	19	25	19	19	18	15	19	16					
15分以上 30分未満	19	17	13	15	13	1	1	3	1	0	6	6	5	9	7	1	0	1	2	0	9	4	2	2	1	0	3	0	1	3	2	3	2	0	2					
30分以上 1時間未満	19	24	27	20	16	1	3	1	1	2	5	7	10	15	9	2	4	4	0	0	10	8	9	3	4	1	1	1	1	0	0	1	2	0	1					
1時間以上 1時間30分未満	13	18	12	8	10	0	1	2	1	0	5	9	5	0	5	0	0	0	0	0	7	8	4	7	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0					
1時間30分以上 2時間未満	10	12	14	17	18	0	0	0	1	0	5	4	9	9	7	2	0	1	0	1	3	8	4	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
2時間以上 5時間未満	35	52	31	36	34	1	1	1	0	0	9	4	3	9	6	4	1	2	2	4	20	44	24	23	24	1	0	0	1	0	0	2	1	1	0					
5時間以上 10時間未満	11	19	15	27	20	0	1	0	0	0	1	2	2	4	6	0	1	0	2	0	9	15	13	21	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0					
10時間以上	54	24	14	28	23	0	0	1	0	0	4	6	2	4	5	7	0	0	2	1	43	18	11	22	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
計	304	291	262	258	255	42	48	49	23	43	63	60	69	79	71	19	12	14	16	13	132	134	89	92	87	25	13	20	28	22	23	24	21	20	19					
赤枠内のうち重大事故計(件数)	19	20	19	29	24	0	6	8	4	1	12	10	7	17	17	7	2	2	6	5						0	1	1	2	1	0	1	1	0	0					

※ 基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局

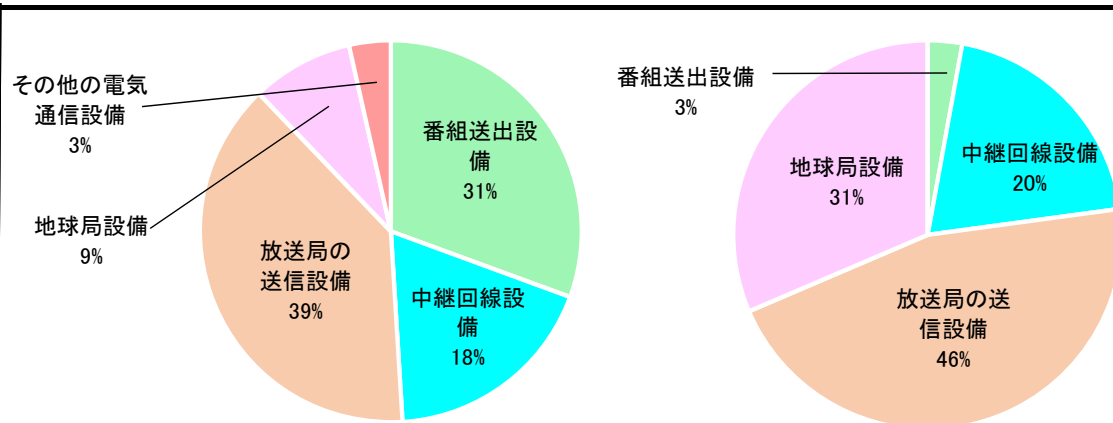
## 放送停止の継続時間と発生原因の関係

※ 括弧内の赤字は、重大事故の発生件数を示す

継続時間	設備故障					自然災害					第三者要因(停電含む)					人為的要因					その他																								
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																				
短時間(15分未満)	57	53	36	32	37	21	23	40	29	35	19	10	11	15	9	27	32	34	23	31	19	7	15	8	9																				
中程度(15分～2時間)	25	33	(3)	29	(4)	23	(2)	26	(2)	13	11	14	(1)	12	(1)	16	13	20	13	12	(1)	8	8	3	(2)	5	(2)	5	(1)	6	2	4	5	8	1										
長時間(2時間以上)	19	(5)	37	(9)	27	(5)	24	(11)	27	(9)	38	(7)	26	(4)	17	(3)	28	(9)	19	(6)	37	(5)	26	(1)	7	32	(1)	24	(3)	1	(1)	2	(1)	5	(4)	4	(3)	4	(4)	5	(1)	4	4	3	3
計	101	(5)	123	(12)	92	(9)	79	(13)	90	(11)	72	(7)	60	(4)	71	(4)	69	(10)	70	(6)	69	(5)	56	(1)	31	59	(2)	41	(3)	36	(1)	37	(3)	44	(6)	32	(4)	41	(4)	26	(1)	15	24	19	13

# 地上系・衛星系の放送での停止事故の発生原因について

- 地上デジタルテレビジョン放送では、前年度に比べて、第三者要因による事故件数が減少(32件→18件)している。他方、設備故障及び人為的要因による事故件数は増加(設備故障：23件→35件、人為的要因：4件→14件)している。
- 超短波放送では、設備故障による事故件数は、前年度より増加(2件→9件)している。
- 故障設備の内訳は、放送局の送信設備が約39%、番組送出設備が約31%、中継回線設備が約18%で、これらを合わせると全体の8割以上を占める。



令和5年度  
故障設備の内訳

令和5年度  
自然災害における設備の内訳

## 発生原因と放送種別の関係

放送種別	合計					地上デジタルテレビジョン放送					中波放送					中波放送のFM補完中継局					超短波放送					短波放送					マルチメディア放送					コミュニティ放送					衛星基幹放送					衛星一般放送					
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度						
設備故障	101	123	92	79	90	43	68	31	23	35	9	6	14	5	3	1	5	2	1	0	2	5	11	2	9	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	-	26	25	27	39	33	9	8	4	7	7	10	4	2	2	2
自然災害	72	60	71	69	70	32	15	15	24	24	8	10	11	9	9	0	1	1	1	0	2	2	6	2	2	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	-	12	16	13	13	10	0	1	10	4	7	13	15	15	16	16
第三者要因(停電含む)	69	56	31	59	41	27	25	7	32	18	5	1	4	1	4	1	0	0	0	0	13	3	1	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	-	19	21	17	16	15	2	2	0	6	2	0	4	0	2	0
人為的要因	36	37	44	32	41	7	14	13	4	14	3	3	2	2	4	1	1	0	0	1	1	5	2	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	-	12	12	19	13	14	12	1	5	9	5	0	1	3	0	1
その他	26	15	24	19	13	10	11	10	5	5	3	1	4	2	3	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	-	11	2	5	8	3	2	1	1	2	1	0	0	1	0	0
合計(件数)	304	291	262	258	255	119	133	76	88	96	28	21	35	19	23	3	7	3	2	2	18	15	23	10	14	5	2	3	2	4	3	0	0	0	0	-	80	76	81	89	75	25	13	20	28	22	23	24	21	20	19

## 発生原因と故障設備の関係

故障設備	合計					番組送出設備					中継回線設備					放送局の送信設備					地球局設備					その他の電気通信設備				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設備故障	101	123	92	79	90	50	36	36	37	38	9	19	6	14	16	39	67	47	27	33	1	0	0	0	0	2	1	3	1	3
自然災害	72	60	71	69	70	2	4	7	3	2	12	12	15	14	14	46	29	27	31	32	10	14	22	20	22	2	1	0	1	0
第三者要因(停電含む)	69	56	31	59	41	2	2	4	9	6	15	9	5	5	11	44	34	19	37	24	0	3	0	2	0	8	8	3	6	0
人為的要因	36	37	44	32	41	31	26	32	23	29	0	1	7	2	4	3	5	4	2	7	0	1	0	1	0	2	4	1	4	1
その他	26	15	24	19	13	13	0	7	4	3	5	10	7	3	2	8	4	6	7	3	0	0	0	0	0	0	1	4	5	5
計(件数)	304	291	262	258	255	98	68	86	76	78	41	51	40	38	47	140	139	103	104	99	11	18	22	23	22	14	15	11	17	9

# 有線一般放送での停止事故の発生状況

- 令和5年度における停止事故※1の発生件数※2は89件であり、このうち重大事故※3は3件で全体の約3%となっている。
- 令和4年度に比べて停止事故発生件数は減少しており、重大事故件数は直近5年間で4番目の件数となっている。

← 令和元年度 → ← 令和2年度 → ← 令和3年度 → ← 令和4年度 → ← 令和5年度 →

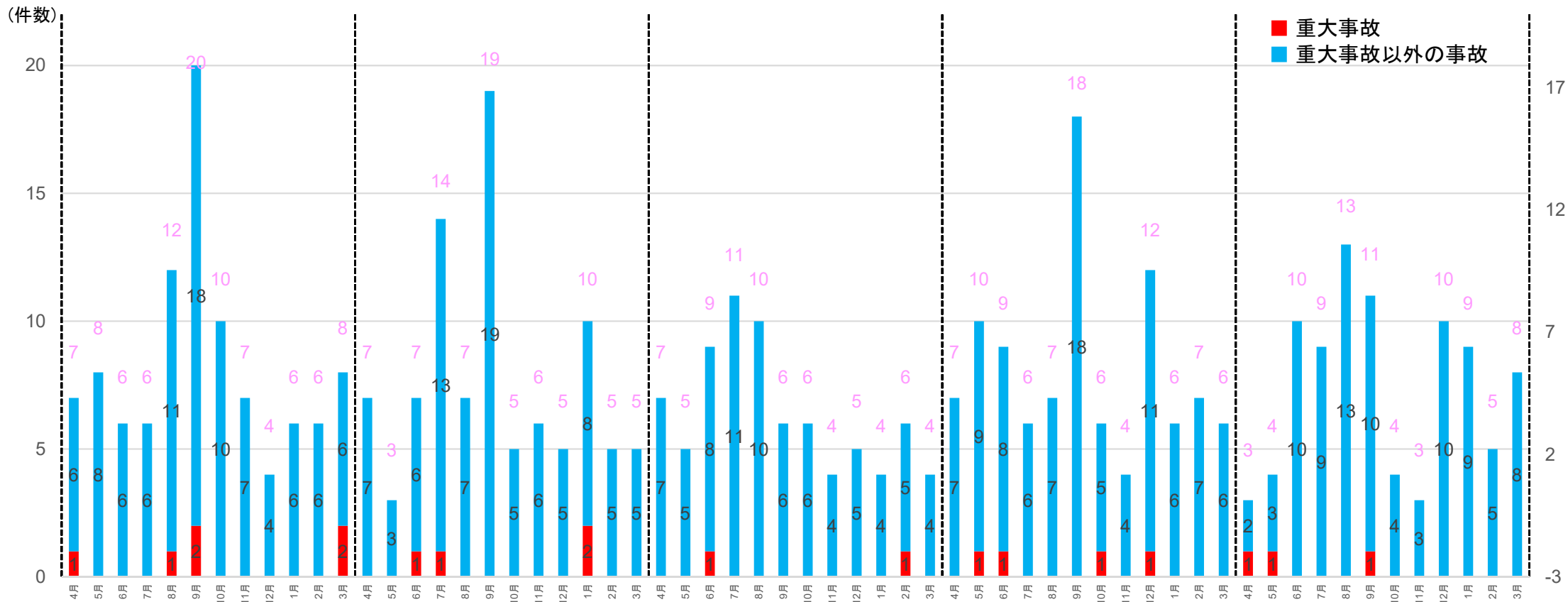
発生件数:100件  
重大事故:6件(6%)

発生件数:93件  
重大事故:4件(約4%)

発生件数:77件  
重大事故:2件(約3%)

発生件数:98件  
重大事故:4件(約4%)

発生件数:89件  
重大事故:3件(約3%)



※1 報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。

- ・ 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
- ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの

※2 複数事業者又は複数設備にわたって同時に発生した事故は1件として計上。ただし、重大事故とその他の事故が同時に発生した場合は別々に計上。

※3 重大事故は、放送法施行規則第157条に基づき以下のいずれにも該当するもの。

- ・ 放送の停止を受けた利用者の数が30000以上
- ・ 放送の停止時間が2時間以上のもの

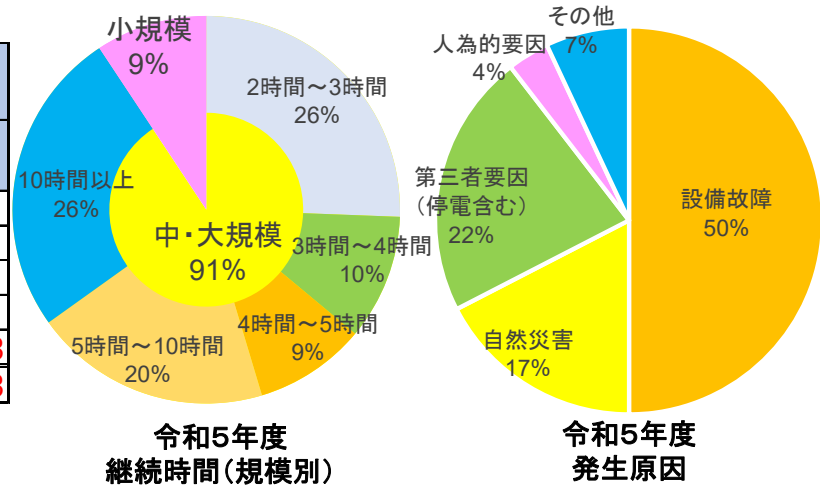
# 有線一般放送での停止事故に係る継続時間と設備規模・発生原因の関係

- 令和5年度は、10時間以上の停止事故が最も多い。
- また、重大事故における放送停止の継続時間はいずれも10時間以上であった。
- 発生原因は設備故障によるものが最も多く、次いで第三者要因による停止事故が多い。

## 放送停止の継続時間と設備規模の関係

  : 重大事故が含まれる領域

設備規模 継続時間	小規模 (引込端子数 501~5,000)					中・大規模 (引込端子数 5,001~)					計														
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5										
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度										
2時間~3時間	3		3		2	24	2	20	3	19	25	2	22			23	2	20	3	22	25	2	24		
3時間~4時間			2			15	2	7		6	17	1	9			15	2	7		8	17	1	9		
4時間~5時間			2		2	8		6		7	9		8			8		6		9	9		10		
5時間~10時間	1	3	2	3	1	16	1	23	1	21	1	15	1	17		17	1	26	1	23	1	18	1	18	
10時間以上	5	10	3	5	3	28	1	24		12	1	24		25	3	33	1	34		15	1	29		28	3
計	9	13	12	8	8	91	6	80	4	65	2	90	4	81	3	100	6	93	4	77	2	98	4	89	3



## 放送停止の継続時間と発生原因の関係

原因 継続時間	設備故障					自然災害					第三者要因					人為的要因					その他															
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5											
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度											
2時間~3時間	11	1	12	1	13	19	2	16		3			2	2	2	9	3	1	5	3	3	4	1	2	1	2			3		1	2				
3時間~4時間	8	1	4		5	11	1	6		2	2	1	1	2		3	2	1	3	2	2	1			1				1			1				
4時間~5時間	1		3		6	8		4		2	2	1	1		2		2	2	1	4	2						3									
5時間~10時間	5	1	8	1	5	7		9		8	9	9	10	5	1	3	5	7	6	1	4	2		1	1		2	1	2		2					
10時間以上	5		5		4	6		8	2	18	1	18	5	15	10	9	9	3	6	6	6	1	1	2	1		1		1	2	1					
計	30	3	32	2	33	51	3	43	2	33	1	29	19	24	15	24	21	1	18	19	1	19	9	2	5	1	5	2	1	3	1	4	6	2	3	6

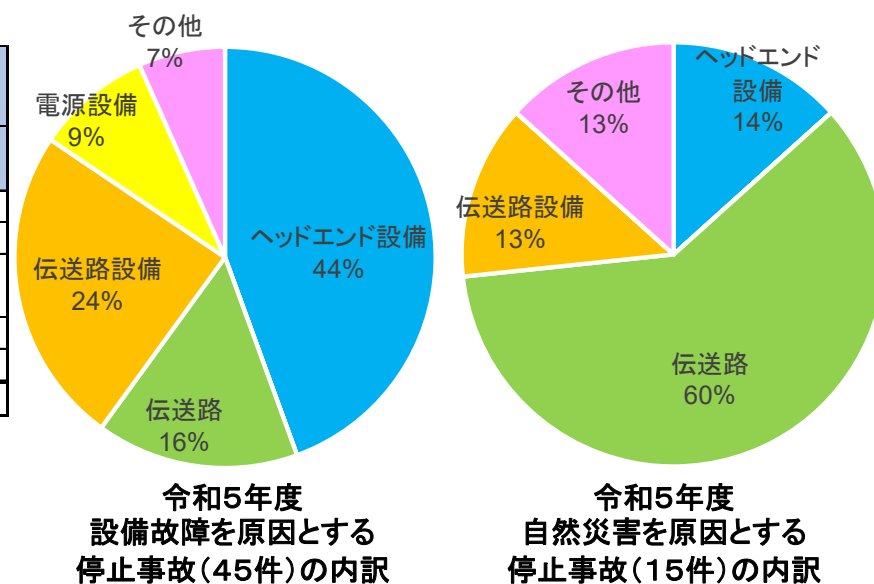
※ 赤字は重大事故の発生件数を示す(事故件数の内数)。

# 有線一般放送での停止事故の発生原因について

- 令和5年度における停止事故の発生原因は設備故障が約半数を占める。
- 令和5年度における発生原因は、直近5年で自然災害が第三者要因をはじめて下回った。
- 設備故障を原因とする停止事故については、ヘッドエンド設備の故障が約44%となっている。
- 自然災害を原因とする停止事故については、伝送路の破損等によるものが60%を占めた。

## 発生原因と設備規模の関係

設備規模 発生原因	小規模 (引込端子数 501~5,000)					中・大規模 (引込端子数 5,001~)					計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
設備故障	2		7	4	5	28	32	26	47	40	30	32	33	51	45
自然災害	4	12	3	3	2	29	17	16	21	13	33	29	19	24	15
第三者要因 (停電含む)	2	1	1	1	1	22	20	17	18	18	24	21	18	19	19
人為要因						9	5	5	1	4	9	5	5	1	4
その他不明	1		1			3	6	1	3	6	4	6	2	3	6
計	9	13	12	8	8	91	80	65	90	81	100	93	77	98	89



## 発生原因と故障設備の関係

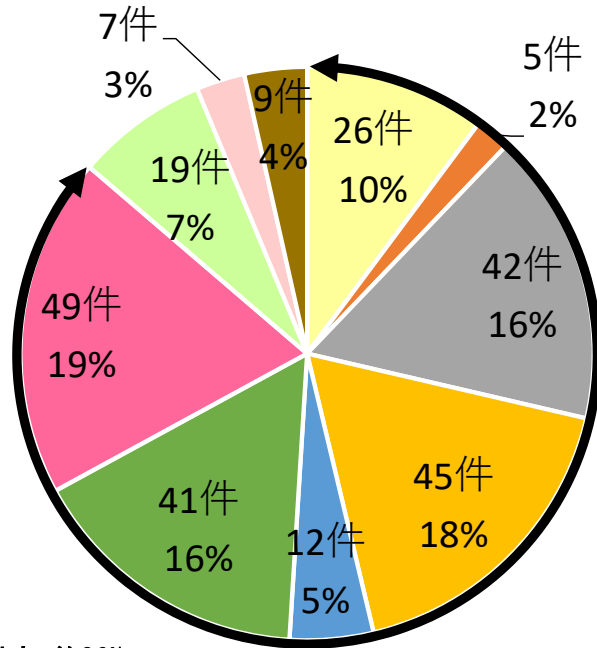
設備 発生原因	ヘッドエンド設備					ヘッドエンド設備間伝送路					伝送路 (幹線、分配線、引込線、 その他)					伝送路設備 (光ノード、中継増幅器、 分岐器、ルータ、その他)					電源設備 (ヘッドエンド、伝送路、 その他)					その他				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
設備故障	15	17	15	22	20			1	1		2	2	5	6	7	8	9	6	17	11	4	4	4	4	4	1		2	1	3
自然災害	4	1		2	2	3	1	1			13	18	12	10	9	6	1	3	2	2	7	5	2	7			3	1	3	2
第三者要因 (停電含む)		2					1	1			3	9	13	5	12	8	1	2	7	2	9	5	2	4	2	4	3		3	3
人為要因	3	1			4	1					2		1			1		1				1	1			2	3	2	1	
その他不明		1		1	2					1	4	2	1	1	1		1								1		2	1	1	1
計	22	22	15	25	28	4	2	3	1	1	24	31	32	22	29	23	12	12	26	15	20	15	9	15	7	7	11	6	9	9



# 事業者による復旧措置の状況

- 地上系・衛星系及び有線一般放送のいずれにおいても、ハードウェア交換・修復、系切替、設備リセット・再起動、ケーブル修復・張替など、放送事業者が自ら対応した措置の割合が8割以上と高くなっている。
- 令和4年度の割合と比べると、地上系・衛星系は増加(約74%→約86%)、有線一般放送はほぼ横ばい(約82%→約85%)となっている。

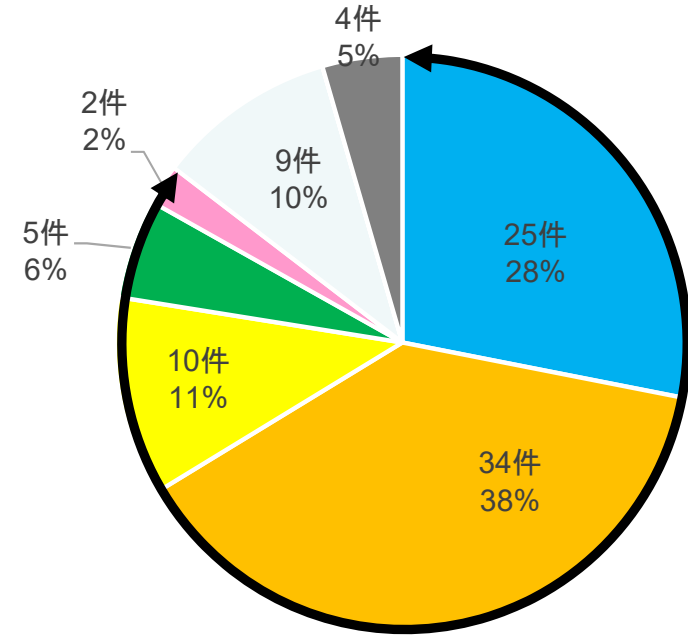
## 地上系・衛星系事業者による措置の内訳



放送事業者が自ら対応 約86%

- ハードウェア交換・修復
- ソフトウェア修正・設定変更
- 系切替
- 設備リセット・再起動
- 電源の自力復旧 (自家発電、可搬発電機設置)
- 自然復旧
- その他 (入力ミス修正等)
- 電気事業者にて対応 (電力回復)
- 電気通信事業者による対応
- 番組素材を提供する事業者による対応

## 有線一般放送事業者による措置の内訳



放送事業者が自ら対応 約85%

- ケーブル修復・張替
- ハードウェア交換・修復
- 設備リセット・再起動
- ソフトウェア修正
- 自然復旧
- 他事業者にて対応
- ユニット交換
- その他

# 重大事故の発生原因と放送種別の関係

- 令和5年度における重大事故の発生原因としては、設備故障(13件)及び自然災害(6件)が多く、これらで全体(27件)の約7割を占めている。
- 重大事故の合計件数は前年度よりも減少(33件→27件)しているが、地上デジタルテレビジョン放送及びコミュニティ放送は横ばい(地上デジタルテレビジョン放送:5件→5件、コミュニティ放送:17件→17件)となっている。

## 重大事故の発生原因と放送種別の関係

放送種別	合計事故件数					地上デジタルテレビジョン放送					中波放送					中波放送のFM補完中継局					超短波放送					短波放送				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発生原因																														
設備故障	8	14	9	16	13	2	1	2	3	3	0	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
自然災害	8	4	4	10	6	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
第三者要因(停電含む)	5	2	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
人為的要因	3	4	8	4	5	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(件数)	25	24	21	33	27	4	2	4	5	5	1	4	1	1	1	0	1	0	2	0	0	1	5	2	0	0	0	0	0	0

放送種別	マルチメディア放送					コミュニティ放送					衛星基幹放送					衛星一般放送					有線一般放送							
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
発生原因																												
設備故障	0	0	0	0	-	3	6	3	8	7	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3	2	0	3	2			
自然災害	2	0	0	0	-	5	3	2	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			
第三者要因(停電含む)	0	0	0	0	-	4	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0			
人為的要因	0	0	0	0	-	0	0	2	2	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	2	1	2	0	1			
その他	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計(件数)	2	0	0	0	-	12	10	7	17	17	0	1	1	2	1	0	1	1	0	0	6	4	2	4	3			

# 【参考1】安全・信頼性に係る技術基準の概要

## 放送法

(設備等の維持)

第111条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

特定地上基幹放送事業者については法第112条に、  
基幹放送局提供事業者については法第121条に、  
登録一般放送事業者については法第136条に、  
技術基準への適合維持義務を同様に規定。

## 放送法施行規則

事故発生原因	措置 ※	地上系、衛星系の放送 (第104条～第121条、第148条)	有線一般放送 (第151条～第154条)
設備故障	予備機器等	予備機器の設置もしくは配備、故障等の発生時に予備機器に速やかに切替	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ヘッドエンド設備等について、予備機器の設置もしくは配備、故障等の発生時に予備機器に速やかに切替</li> <li>② ヘッドエンド設備相互間及び幹線(光ケーブル)の伝送路設備について、予備の線路または芯線の設置</li> <li>③ 伝送路設備の機器の予備の設置もしくは配備</li> <li>④ ヘッドエンド設備相互間の伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置</li> </ol>
	故障検出	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 故障等の発生時にこれを直ちに検出し、運用者へ通知する機能</li> <li>② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備は、故障等の発生時にこれを目視または聴音等により速やかに検出し、運用者へ通知可能な措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 故障等の発生時にこれを直ちに検出し、運用者へ通知する機能</li> <li>② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備は、故障等の発生時にこれを目視または聴音等により速やかに検出し、運用者へ通知可能な措置</li> </ol>
	試験機器及び応急復旧機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備</li> <li>② 故障等の発生時に応急復旧措置を行うために必要な機材の配備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備</li> <li>② 故障等の発生時に応急復旧措置を行うために必要な機材の配備</li> </ol>
自然災害	耐震対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 設備の据付けに当たって、地震による転倒または移動を防止するための耐震措置</li> <li>② 地震による設備構成部品の接触不良及び脱落を防止するための耐震措置</li> <li>③ ①、②の耐震措置は大規模な地震を考慮</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 設備の据付けに当たって、地震による転倒または移動を防止するための耐震措置</li> <li>② 地震による設備構成部品の接触不良及び脱落を防止するための耐震措置</li> <li>③ ヘッドエンド設備について、①、②の耐震措置は大規模な地震を考慮</li> </ol>
	耐雷対策	雷害を防止するための措置	雷害を防止するための措置
停電	停電対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自家用発電機または蓄電池の設置</li> <li>② 自家用発電機等の燃料について、必要な量の備蓄または補給手段の確保</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自家用発電機または蓄電池の設置</li> <li>② 自家用発電機等の燃料について、必要な量の備蓄または補給手段の確保</li> </ol>

※ 表に掲げる措置の他に、機能確認、送信空中線に起因する誘導対策、防火対策、屋外設備、放送設備を収容する建築物、宇宙線対策、サイバーセキュリティの確保に関する技術基準がある。

# 【参考2】各放送の種別による技術基準

## 各放送の種別による主な技術基準 ※1

放送種別		地上デジタルテレビ及び中波放送					超短波放送及び短波放送					マルチメディア放送			コミュニティ放送			衛星基幹放送及び衛星一般放送				有線一般放送			
		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備		放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備		番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備	番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備	小規模 (501端子以上5,000端子以下)	中・大規模 (5,001端子以上)	
親局へ送信	プラン局へ送信		親局	プラン局	親局へ送信	中継局へ送信※2		親局	中継局※2	大規模な放送局	小規模な放送局														
事故発生原因	措置																								
設備故障	予備機器等	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	
	故障検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	試験機器及び応急復旧機材の準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○		
自然災害	耐震対策	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○※4	○	
	耐雷対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	○	
停電	停電対策	○	○	○	○	○	○	○	-	○※3	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	

※1 表の基準以外に、機能確認、送信空中線に起因する誘導対策、防火対策、屋外設備、放送設備を収容する建築物、宇宙線対策、サイバーセキュリティの確保に関する技術基準がある。

※2 短波放送の場合は「プラン局」

※3 短波放送の場合は「-」

※4 一部規定は適用例外

# 【参考3】 放送設備における安全・信頼性の確保

放送法の改正(平成23年6月30日施行)により、放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、重大な事故に関する報告制度を整備。また、重大な事故以外の放送停止事故についても、1年ごとに各事業者から報告。

## 重大な事故の報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。(放送法第113条、第122条、第137条)

### 報告が必要な重大な事故(放送法施行規則第125条、第157条)(要約)

放送の種類	基幹放送事業者(認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者)、基幹放送局提供事業者 ※			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上デジタルテレビジョン放送</li> <li>中波放送</li> <li>超短波放送</li> <li>短波放送</li> <li>コミュニティ放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディア放送</li> <li>(V-Lowは空中線電力500W超、V-Highは空中線電力3W(非再生中継方式局は50W)超)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS放送</li> <li>東経110度CS放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東経124/128度CS放送 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルテレビ</li> </ul>
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) 重要な中継局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	-	-	-	-	3万以上

※ 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

## 放送停止事故に関する報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、1年ごとに、設備等の状況※について総務大臣に報告しなければならない。(放送法施行規則第127条、第159条)

※有線一般放送における報告対象となる事故は、放送法施行規則別表第49号に基づき以下のいずれにも該当するもの。  
 - 放送の停止を受けた利用者の数が500以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの  
 - 放送の停止時間が2時間以上のもの

本資料は、上記の制度に基づき、各事業者から報告された令和5年度の放送停止事故の発生状況を集計・分析した概要